

特別支援学校 Vol.1



就職率100%を目指して



校舎の周辺には手入れのいき届いた花がいっぱい

働くために必要な力を身につける教育に取り組み
奈良県立高等養護学校 (田原本町)

奈良県下の特別支援学校の中でも、選抜試験があり自力通学ができることを前提としているのが、磯城郡田原本町にある高等養護学校です。「社会自立を目標に、働くために必要な力を身につける」ことを教育目標として、1年生56名、2年生48名、3年生48名の152名が学んでいます(平成27年度)。

**就職へむけて具体的に
取り組むカリキュラム**

1年生の段階では、挨拶など基本的なマナーを身につけるとともに、将来の就労にむけて意欲を高めることに重点がおかれています。卒業生の進路先等を対象に、少人数グループでの職場体験実習及び、社会参加体験を行います。

2年生になると、自分の適性や課題を把握し、「どんな仕事にしたいのか」という明確な目標をもって実習に取り組みます。進路の希望をイメージしながら、年間2回以上5日間の個別体験実習(就労を前提としない実習)に

も取り組みます。そして3年生では、就労に向け、実践的な知識や技能を習得することに重点が置かれます。実習も就労を前提としたものになり、就職が決まるまで繰り返し取り組みます。

**学校の中で
仕事を体験する**

校内をのぞいてみると、随所で生徒たちの日頃の活動ぶりが感じられます。校門に咲く手入れの行き届いた鉢植えは、生徒たちの実習によるもの。校内には農園があり果樹や野菜が栽培されています。木工室では、地元企業から依頼を受けた丸太の椅子を制作中。美術室にはアート展に出品された作品が。このほか、窯業、調理、被服、流通サービス、トータルワーク(福祉・手作業)など、さまざまな仕事を体験して学ぶ場が整っています。

農園でとれた野菜は、玄関前で定期的に販売が行われ、地域の人たちとの交流の場になっているだけでなく、接客やレジ打ちな

でも行うことにより、あらゆる
 ことが自然に実習につながって
 います。窓ガラスひとつ見ても清
 掃が行き届いているのも、その現
 在です。

**就職率
100%を目指して**

イラスト: 男性がスーツを着て書類を持って歩いている様子



流通サービス(清掃作業)



木工



トータルワーク(福祉)



園芸

ながら、頑張ることができ
 す」と語ります。卒業生たちの
 ほとんどは、転職することはあ
 っても仕事をもち続けているの
 と。社会人となってからも訪ね
 きたり電話がかかってくることも
 多く、学校はふるさとのような
 存在でもあります。

県立高校内に 分教室設置



来年度からの新しい動きとし
 て、高円高校(奈良市)、山辺
 高校(奈良市)、二階堂高校(天
 理市)の三つの高校内に、同校
 の分教室が設置されることにな
 りました。1年生は全員が本校
 で学び、2年生以上は、希望に

よつていずれかの分教室に通学
 することになります。日々の授業は
 別カリキュラムになりますが、科
 目によっては共に学んだり、部活
 動に取り組むことが検討されて
 います。これを「楽しみにしてい
 る生徒もいる」(榎田義文校長)と
 のこと。分教室の設置により、
 障害者への理解を深めることに



右から榎田義文校長と平井克季教頭

奈良県立高等養護学校
 〒636-0344
 奈良県磯城郡田原本町宮森 34-1
 電話 0744-33-2626(代)
 FAX 0744-32-7289
<http://web1.kcn.jp/koutouyogo-nara/>
 MAIL koutouyogo.nara@kcn.jp

福祉事業所 レストラン

障害のある人たちが働いている
福祉事業所が運営しているレストランを紹介します

Vol.3

Cafe SUN WOOD

(カフェ サンウッド)



名阪国道神野口ICから車で2分のところにあり、内装やテーブルに吉野杉をふんだんに使ったカフェ。障害福祉サービス事業所「セルプたいよう」で製造された、卵と乳製品を使わない自慢の食パンで作ったサンドイッチや、注文のたびに豆を挽き、ハンドドリッパで入れたコーヒーなどが楽しめます。今年4月のオープンながら、すでに地元の人たちにも愛され、コミュニティカフェの一面もでてきました。大きな窓から見える景色も美しく、時間を忘れてゆっくりしてほしいとの店の気持ちが伝わる、心安まるスポットです。

Cafe SUN WOOD (社会福祉法人大和会)

住所:山辺郡山添村三ヶ谷1812-1
営業日:火～日(定休日:月)
営業時間:8:00～17:00(ラストオーダー16:30)
※都合により9:00～16:00の日有り
電話:0743-87-2012
アクセス:
名阪国道神野口ICより車で西南へ約2分 針ICより車で東南へ約10分
天理駅より奈良交通バス乗車、国道神野口バス停下車徒歩約10分
または、国道切幡バス停下車徒歩10分



モーニングセット	500円～
コーヒー	350円
手作りケーキ	120円～
ソフトドリンク	300円～
サンドイッチ	520円～
パスタ	700円
カレー	650円



喫茶みそら屋

(きっさみそらや)

お店の最新情報はスタッフ手描きのイラストが入った「みそらやだより」(店頭や町役場にて無料配布)をチェックしてください。

も魅力的。
季節により開催されるイベントも魅力的。
四季折々の期間限定メニューや、「夏祭り」、「ハロウィン」など
も常設で販売しています。
ソートー、さおり織りの商品
人で作られている手作りハムや
喫茶メニューだけでなく、同法
わりの運営しています。
を「障害者
を持つ人たちが力を合わせて働
く場」として、社会福祉法人ひま
わりが運営しています。

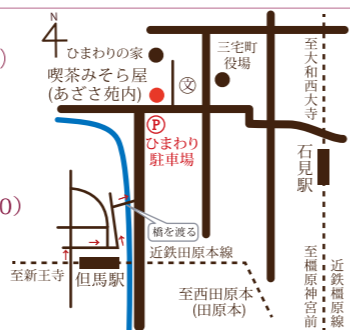


力を合わせて
働いています!



喫茶みそら屋 (社会福祉法人ひまわり)

住所:磯城郡三宅町伴堂848-1
(三宅町保健福祉施設「あざさ苑」1F)
営業日:月～金(定休日:土・日・祝)
営業時間:10:00～17:00(ラストオーダー16:30)
電話:0745-42-2919(ひまわりの家)
アクセス:
近鉄石見駅より徒歩約15分 無料駐車場5台有



コーヒー	250円～
チャイ	300円
ぶあんのベーコンフォカッチャ	240円～
日替わりランチ	500円
季節の手作りケーキ	300円～
季節の手作りプリン	200円～

※日替わりランチは数に限りがございます。
事前のご予約をおすすめしております。

はたらく障害者応援

PREMIUM

プレミアム商品券

PREMIUM

250円で
500円分の
商品券



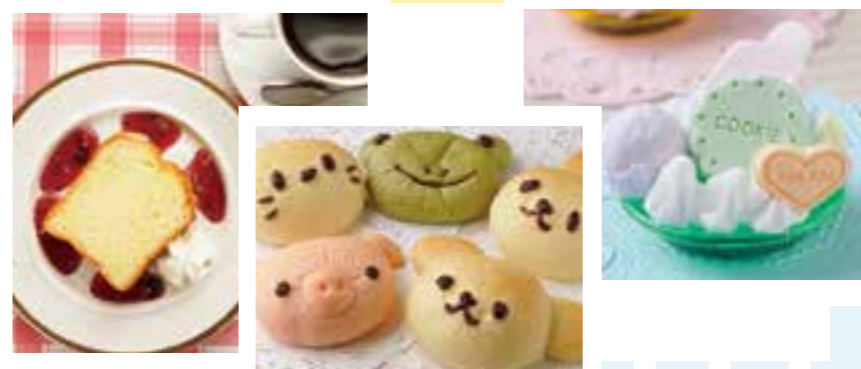
奈良県では、障害のある人の工賃向上に資するため、県内の障害者就労施設で、障害のある人が作った商品の購入に使用できるプレミアム商品券を今年5月に発行しました。

発売以来、大変ご好評をいただき、当初、施設で販売していた商品券は完売となっており、今後は「はたらく障害者応援フェア」でご購入いただけます。

はたらく障害者応援フェア

障害のある人が心を込めて手づくりした商品の販売会です。おいしいもの、かわいいものがいっぱい!ぜひ、お越しください!!

- 9月12日(土)・13日(日)
イオンモール大和郡山1F 北小路コート
- 10月31日(土)・11月1日(日)
ならファミリー1F らくだ広場
- 1月16日(土)・17日(日)
エコー・マミ北館1F セントラルコート



プレミアム商品券の概要

- 250円で500円分の商品が購入できる商品券です。(500円の商品券を250円で販売)
- 県内の障害者就労施設で、障害のある人が作ったお菓子やパン、野菜、雑貨などの購入に使用できます。施設が運営するレストランでも使用できます。
- 利用箇所
・県内 87 箇所の参加登録施設・店舗
・はたらく障害者応援フェア会場
- 販売箇所
・県内 87 箇所の参加登録施設・店舗(完売)
・はたらく障害者応援フェア会場
- 発行枚数 6万枚
- 有効期間 平成27年5月23日～平成28年2月7日
- 詳しくは下記ホームページをご覧ください。
HP: www.pref.nara.jp/39322.htm



お問合せ先
はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局
(特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター)
TEL:0742-93-3244 平日9:00～18:00

改正障害者雇用促進法に基づく

「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」について

厚生労働省は、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関する指針（障害者差別禁止指針）」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情を改善するため、事業主が講ずべき措置に関する指針（合理的配慮指針）」を策定し、平成27年3月25日に告示しました。

すべての事業主を対象に、①募集や採用に関して、障害者であることを理由とする差別を禁止することなど②募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後には仕事をしやすいような配慮をすることなどを定めています。（平成28年4月施行予定）

障害者差別禁止指針（概要）

基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲…すべての事業主。
- 障害者であることを理由とする差別（直接差別）を禁止。（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの利用を理由とする不当な不利益取扱いを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどが、差別に該当するとして整理。

例：募集・採用

イ 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。
ロ 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
ハ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。

- ただし、次の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

- ・積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。
- ・合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果、異なる取扱いを行うこと。
- ・合理的配慮の措置を講ずること。など

合理的配慮指針（概要）

基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲…すべての事業主。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

合理的配慮の内容

- 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

別表の記載例

採用後	募集及び採用時
<ul style="list-style-type: none"> ・机の高さを調整すること等作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由） ・本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害） ・出勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集内容について、音声などで提供すること。（視覚障害） ・面接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害）など

合理的配慮の手続き

採用後	募集及び採用時
<ul style="list-style-type: none"> ・事業主から障害者に対し、職場で支障となつてい事情の有無を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者から事業主に対し、支障となつてい事情などを申し出る。

- 合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。
- 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

※障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

過重な負担

- 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。

- ①事業活動への影響の程度
- ②実現困難度
- ③費用・負担の程度
- ④企業の規模
- ⑤企業の財務状況
- ⑥公的支援の有無

- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

相談体制の整備

- 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。
- 事業主は、相談したことを理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていることについて、労働者に周知する。など



ハローワーク桜井



仙波俊和所長(左)、求人・専門相談部門(※) 統括職業指導官 秋岡清六氏(右)
※専門相談部門=障害のある方の窓口

ハローワーク桜井の管轄区域は桜井市・宇陀市・宇陀郡・磯城郡・東吉野村。
現在の求人状況は、時代の流れを反映し高齢者ケア分野を含む医療福祉関係が22%と増えており、次いで卸小売業20%、宿泊飲食業17%、製造業15%と続き、障害者雇用受け入れ先も概ねこれに準じているとのこと。従業員50人以上の事業所は約80社、求職の登録者は約300人です。統括職業指導官の秋岡さんにお話をうかがいました。
「障害者専用の求人は多くはないため、一般求人を出されている企業に対して求人開拓をしています。雇用への不安として、仕事の切り分け方がよくわからないという相談にも応じています。身体障害、知的障害も、仕事はかなりできるという認知が進んできていますが、課題としては、近年増加

「これに対し、トータルサポートによる予約相談が一日に6枠、毎週月曜日、第1・3・5金曜日に行われていますが、3週先まで埋まっているという状況です」
自身の障害について受入の難しい方には、一般窓口で何度か相談をしてから専門相談に案内し、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、医療機関の受診を勧めたり、障害者枠での就職を紹介することもあります。地域の特徴として、管内に高等養護学校があり「障害者雇用に向きな地元企業が同校へ見学に行かれたり、職場実習の受入をされており、就職につながります」とのことです。
最後に、障害者雇用に関心がありつつも、様々な不安やわからないことがある企業の方は、「ぜひ、相談してください」と、頼もしいお言葉をいただきました。



相談窓口の様子

なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう



センター長 村上 仁氏

「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」は、桜井駅から徒歩5分程の場所にあり、東和圏域(※)を実施エリアとしています。登録者は400人、昨年度は53人が就職されました。センター長の村上さんは、福祉系の大学卒業後に、工場で障害のある人と一緒に働いたことがきっかけで、そこで指導員となりました。身体、知的、ろう、精神など様々な障害のある人と一緒に仕事をしましたことは、村上さんのベースになっています。
その後、専門的に福祉の仕事につきたいと考え、精神障害のある人を支援する施設等で支援員として働き、同センターが開設されると同時にセンター長になりました。当時は、就業・生活支援センターが少なく、奈良県中南部のほとんどが管轄エリアでした。その頃から、ハローワークや企業、就労支援福祉施設などの関係機関とのネットワークをつなげてきて今があります。



就業・生活支援センターたいよう 建物の3階になります

「わたしたちの役割は、関係機関との連携があつてこそ担えることなのですが、その際に大切にしていることがあります。それは、何でも気軽に話ができる関係づくりです。相談者、企業、関係機関の担当者など、一人ひとりと真剣に向き合い、切れ目のない就労支援を目指していくことが大事だと思っています。事務的に対応するだけでは、本当の意味での連携は生まれにくいと思うからです」
「前を向いて、人と何か一緒にするのが楽しい」という村上さんらしいポリシーです。
「近年の動きとしては、精神・発達障害の方の相談が増加傾向にある一方、相談できる機関も増えてきています。身近なところで相談してみたい」とのことでした。

今年度の障害者職場実習生の受入について

企業等に就職した経験のない障害のある人を対象に実習を受け入れていただける企業等を幅広く募集しています。受入のエントリーは企業等管轄のハローワークで受け付けています。お問合せは本誌裏面記載の各ハローワークまで。

募集中



前号から実施した取組のご紹介

「障害者はたらく応援団なら」就労支援セミナーの開催 3/13

県内の企業等と行政機関、学校、各就労支援機関等が連携し、就労を希望する障害のある人の雇用の拡大をはかるために就労支援セミナーを開催しました。

講演 「発達障害者の理解と就労支援」

大阪大谷大学 教育学部 特別支援教育専攻 教授 小田 浩伸 氏



- 発達障害とは何か
- 発達障害をどのように理解するか
- 気づきから効果的な就労支援へ
～ナチュラルサポートをめざして～

第一回意見交換会の開催 6/4

「障害者はたらく応援団なら」に登録している企業等の担当者が一堂に会して、取組紹介や意見交換を行いました。

《主な内容》

- 障害者職場実習の説明
- 登録企業からの取組紹介
～株式会社アドバンス～
岡嶋代表取締役からの報告
- 施策の紹介
- 意見交換

今後の取組予定

奈良県障害者政策推進
トップフォーラムの開催 9/9

就労支援セミナーの開催 3月頃

お問い合わせ先

奈良県健康福祉部障害福祉課 障害者雇用促進係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-8514 FAX:0742-22-1814
HP: http://www.pref.nara.jp/34619.htm

奈良労働局職業安定部職業対策課 高齢・障害者雇用対策係
〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
TEL:0742-32-0209 FAX:0742-32-0225
HP: http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_119631.html

「障害者はたらく応援団なら」の取組

「障害者はたらく応援団なら」は、障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等を登録し、官民が一体となって障害のある人の就労を支援する取組です。